



島根県報

令和元年11月8日（金）

第 5 4 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県消防学校規則 (消 防 総 務 課) 2

【告 示】

市町村民生委員協議会の区域の一部改正 (地 域 福 祉 課) 4

指定施業要件の変更予定保安林（4件） (森 林 整 備 課) 4

保安林の指定施業要件の変更 (") 7

大規模小売店舗立地法の規定による市町村の意見の概要 (中 小 企 業 課) 8

【訓 令】

島根県消防学校校則の廃止 (消 防 総 務 課) 10

【公 告】

家畜人工授精に関する講習会の開催 (畜 産 課) 10

公共測量の実施 (技 術 管 理 課) 11

公布された条例等のあらまし

◇島根県消防学校規則（規則第42号）

1 規則の概要

- (1) 教育訓練は、消防職員及び消防団員（以下「消防職員等」という。）に対して実施するものとし、その教育訓練の種類を定めることとした。（第2条関係）
- (2) 島根県消防学校長（以下「校長」という。）は、毎年2月末日までに、翌年度の教育訓練実施計画を知事の承認を得て定めなければならないこととした。（第3条第1項関係）
- (3) 校長は、(2)の教育訓練実施計画を定めたときは、市町村長及び消防長（以下「市町村長等」という。）に通知することとした。（第3条第2項関係）
- (4) 教育訓練の種類ごとの期間、教科目及びその細目並びに時間数は、消防学校の教育訓練の基準に準じて校長が定めることとした。（第4条関係）
- (5) 市町村長等は、消防職員等を教育訓練のため入校させようとするときは、校長が別に定める入校申請書及び添付書類を校長に提出しなければならないこととした。（第5条関係）
- (6) 学校に入校した者（以下「学生」という。）は、この規則に定めるもののほか、校長が定めるところに従い、教育訓練に専念しなければならないこととした。（第6条関係）
- (7) 学生は、教育訓練の期間中は学校の寮に宿泊するものとする事とした。（第7条関係）
- (8) 市町村長等は、病気その他やむを得ない理由により所属する学生を退校させようとするときは、その理由を明らかにし、校長の承認を受けなければならないこととした。（第8条関係）
- (9) 校長は、所定の教育訓練を修了する見込みがないと認められる学生に対し、退校を命ずることができることとした。（第9条関係）
- (10) 校長は、学生がこの規則に違反し、規律を乱した場合又は学生たるにふさわしくない非行を行った場合は、訓戒、謹慎又は退校の処分をすることができることとした。（第9条第2項関係）
- (11) 校長は、教育訓練の期間中に、適切な方法により教育訓練の効果を測定しなければならないこととした。（第10条関係）
- (12) 校長は、初任総合教育を修了した学生に対し卒業証書を、専科教育又は幹部教育を修了した学生に対し修了証を授与するものとする事とした。（第11条第1項関係）
- (13) 校長は、特別教育を修了した学生に対し、修了証を授与することができることとした。（第11条第2項関係）
- (14) 校長は、災害時の円滑な防災活動に資するため学校の施設を使用する必要があると知事が認めるときは、教育訓練を一時休止するものとする事とした。（第12条関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県消防学校規則をここに公布する。

令和元年11月8日

島根県知事 丸山達也

島根県規則第42号

島根県消防学校規則

（趣旨）

第1条 この規則は、島根県消防学校（以下「学校」という。）において行う教育訓練（以下「教育訓練」という。）そ

の他の学校の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(教育訓練の種類)

第2条 教育訓練は、消防職員及び消防団員（以下「消防職員等」という。）に対して実施するものとする。

2 教育訓練の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 初任総合教育 新たに採用された消防職員に対して行う基礎的教育訓練及び救急教育訓練をいう。
- (2) 専科教育 現任の消防職員に対して行う特定の分野に関する専門的教育訓練をいう。
- (3) 幹部教育 次に掲げる者に対して行う消防幹部に必要な教育訓練をいう。
 - ア 現任の消防職員であって、主として消防司令補以上の階級にあるもの
 - イ 特定の階級又は役職にある消防団員
- (4) 特別教育 前3号に規定する教育訓練以外の教育訓練で、特別の目的のために行うものをいう。

(教育訓練実施計画)

第3条 学校の長（以下「校長」という。）は、毎年2月末日までに、翌年度の教育訓練実施計画を知事の承認を得て定めなければならない。

2 校長は、前項の規定により教育訓練実施計画を定めたときは、市町村長及び消防長（以下「市町村長等」という。）に通知しなければならない。

(教育訓練の期間及び教科目等)

第4条 教育訓練の種類ごとの期間、教科目及びその細目並びに時間数については、消防学校の教育訓練の基準（平成15年消防庁告示第3号）に準じて校長が定める。

(入校手続)

第5条 市町村長等は、消防職員等を教育訓練のため入校させようとするときは、校長が別に定める入校申請書及び添付書類を校長に提出しなければならない。

2 校長は、前項の入校申請書を受理したときは、選考により、入校の可否を決定し、その旨を当該入校申請書を提出した市町村長等に通知しなければならない。

(学生の義務)

第6条 学校に入校した者（以下「学生」という。）は、この規則に定めるもののほか、校長が定めるところに従い、教育訓練に専念しなければならない。

2 学生は、欠席し、遅刻し、又は早退しようとするときは、理由を付して校長に届け出なければならない。

(入寮)

第7条 学生は、教育訓練の期間中、学校の寮に宿泊するものとする。ただし、やむを得ない理由により校長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(退校)

第8条 市町村長等は、病気その他やむを得ない理由により所属する学生を退校させようとするときは、その理由を明らかにし、校長の承認を受けなければならない。

(処分)

第9条 校長は、所定の教育訓練を修了する見込みがないと認められる学生に対し、退校を命ずることができる。

2 校長は、学生がこの規則に違反し、規律を乱した場合又は学生たるにふさわしくない非行を行った場合は、訓戒、謹慎又は退校の処分をすることができる。

3 校長は、前項の規定により学生を処分するときは、当該学生に対し、その処分の理由を付した書面を交付しなければならない。

4 校長は、第2項の処分をしたときは、当該学生の所属する市町村長等に対し、その旨の通知をしなければならない。

(教育訓練の効果の測定)

第10条 校長は、教育訓練の期間中に、適切な方法により教育訓練の効果測定をしなければならない。

2 校長は、教育訓練の効果の測定の結果について、必要と認めるときは、学生の所属する市町村長等に通知するものとする。

(卒業証書等)

第11条 校長は、初任総合教育を修了した学生に対し卒業証書を、専科教育又は幹部教育を修了した学生に対し修了証を授与するものとする。

2 校長は、特別教育を修了した学生に対し、修了証を授与することができる。

(災害時の教育訓練の措置)

第12条 校長は、災害時の円滑な防災活動に資するため学校の施設を使用する必要があると知事が認めるときは、教育訓練を一時休止するものとする。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、教育訓練その他の学校の運営について必要な事項は、校長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告

示

島根県告示第350号

市町村民生委員協議会の区域（昭和32年島根県告示第151号）の一部を次のように改正し、令和元年11月8日から施行する。

令和元年11月8日

島根県知事 丸 山 達 也

表益田市の部吉田地区の項中「あけぼの西町」の次に「、かもしま北町、かもしま東町、かもしま西町」を加える。

島根県告示第351号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和元年11月8日

島根県知事 丸 山 達 也

1 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

鹿足郡吉賀町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、吉賀町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

鹿足郡吉賀町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

吉賀町（次の図に示す部分に限る。）

(4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(5) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(6) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

鹿足郡吉賀町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び吉賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第352号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和元年11月8日

島根県知事 丸山達也

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

浜田市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の^{かん}涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第353号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和元年11月8日

島根県知事 丸 山 達 也

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

浜田市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

浜田市（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第354号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和元年11月8日

島根県知事 丸 山 達 也

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

浜田市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第355号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和元年11月8日

島根県知事 丸 山 達 也

1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

益田市高津八丁目イ2561-6、高津町イ2561-12

(2) 保安林として指定された目的

飛砂の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

益田市戸田町ロ540-20、久城町1200-1、1202-1、1206-17、1206-18、3033-4、3034-5、3034-6

(2) 保安林として指定された目的

風害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

益田市遠田町3347-9、3363-1、3363-2、3365、3366-2

(2) 保安林として指定された目的

魚つき

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

4(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

益田市戸田町口540-20、美都町都茂2630甲、2630乙

(2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第356号

令和元年島根県告示第297号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、出雲市から意見を聴取したので、同条第3項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

令和元年11月8日

島根県知事 丸山達也

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) マルイ浜山通り店 島根県出雲市渡橋町1158外

2 意見の概要

	意 見	理 由
1	開発区域周辺道において交通渋滞が発生しないよう公安委員会、各道路管理者等と協議のうえ対策を講じること。	開発区域周辺道路は、通行車両が多いことが予想されるため、混乱・事故が生じないように対策を講じておく必要がある。
2	車両が駐車場から道路へ出る際に、左右の安全確認が容易にできるよう十分な視界を確保すること。	店舗立地予定地周辺では、朝夕に限らず多くの歩行者・自転車の通行が見込まれる。よって、店舗駐車場から道路へ出る際の接触事故を防ぐため、出入口付近には高い壁・植樹等の設置を避け、安全確認が容易に出来る環境にしておく必要がある。 また、駐車場から道路に進出する車両等に対し、標示等により停止を促す措置を十分に講じる必要がある（駐車場が歩道に面しているため、出入口付近に歩道手前で停止を促す措置を講じること。）。
3	店舗東側からの出入りについては、出入口付近に誘導看板等を設置のうえ、交通事故防止、混乱防止等の措置を講じること。	右折（対向車通過）待ちの車両等による慢性的な交通渋滞や追突等の交通事故が発生しないよう、かつ、来客車両が計画されている進入・進出経路を通行するよう適切な案内看板・標示等の設置が必要である。
	店舗開店直後などの繁忙期には、適宜、交通整理	平素より多くの来客が見込まれる際は、車両を停滞させ

4	<p>員を配置するほか、臨時駐車場を確保するなど、十分な渋滞対策を講じること。</p>	<p>ることなく、円滑に進行させるため、適宜、交通整理員の配置が必要となる。</p> <p>また、既設の駐車スペースだけでは足りず、交通渋滞を招くおそれもあるため、臨機に必要十分な駐車スペースを適切な位置に確保し、渋滞緩和の措置を講じる必要がある（臨時駐車場と店舗を結ぶ動線について、「道路幅員が狭い」・「歩道等により歩行者と車が分離されていない」等の事情がある場合は、必要に応じて、誘導員の配置や誘導看板の設置等を検討し、混乱や接触事故の発生を防止すること。）。</p>
5	<p>開店後も、実際の渋滞状況や交通安全諸問題の発生に応じて、必要な措置を継続して講じること。</p>	<p>開店後、交通渋滞や交通安全等諸問題が発生した場合は、周辺地域の生活環境の保持のため、関係機関・団体等との連携を図るなど、迅速かつ適正な対処が必要である。</p>
6	<p>駐車場内の見通しを確保し、監視性を高めること。</p> <p>警備員による定期的な巡回を行い、少年の溜り場にならないよう注意すること。</p>	<p>少年の蝟集場所にならないよう、警備員等による定期的な巡回が必要である。</p>
7	<p>店舗改装工事に伴う工事車両の出入りの際に、積載物の落下などにより道路の汚損・破損のないよう注意を喚起すること。</p> <p>道路に汚損・破損が生じた場合は、速やかに関係機関に連絡し、原形に復旧すること。</p> <p>なお、工事着手前に各道路管理者と道路面の状況等確認の立ち会いを行うこと。</p>	<p>道路法第22条（工事原因者に対する工事施工命令等）及び道路法第58条（原因者負担金）による。</p>
8	<p>道路上に広告看板、のぼり旗等を設置しないこと。</p>	<p>道路法第32条（道路の占用の許可）による。</p>
9	<p>店舗立地場所は、騒音規制法及び振動規制法に基づく地域指定された指定地域内にあり、著しい騒音・振動を発生する施設を設置する場合は「特定施設設置届出書」を提出すること。</p>	<p>騒音規制法及び振動規制法による。</p>
10	<p>早朝の荷さばき作業による騒音について、通常行う騒音対策にあわせ徹底した騒音（防音）対策を行うこと。また、搬入車両について近隣住民の安眠を妨害することがないよう検討し実施すること。</p> <p>長時間使用する室外機、受電設備等の稼働時に発生する騒音について、防音及び防振対策を講ずること。早朝及び夜間における近隣住民の安眠を妨害することがないよう防音対策を講ずること。また、機器に異常が発生した場合は、速やかに修繕すること。</p> <p>敷地内に照明等を設置する時は周辺の住宅に影響を与えないよう十分配慮すること。</p>	<p>周辺住民等の生活環境に悪影響を及ぼす懸念があるため。</p>

11	周辺住民等から公害等に関する苦情があった場合には、誠心誠意対応し、その解決に向け努力すること。	周辺住民等に対して責任ある対応を求めるため。
----	---	------------------------

3 縦覧場所

出雲市経済環境部商工振興課（出雲市今市町70番地）

4 縦覧期間

告示の日から1月間

訓 令

島根県訓令第6号

消防総務課

消防学校

島根県消防学校校則（昭和44年島根県訓令第4号）は廃止し、令和元年11月8日から施行する。

令和元年11月8日

島根県知事 丸 山 達 也

公 告

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項の規定による家畜人工授精に関する講習会を次のとおり開催する。

令和元年11月8日

島根県知事 丸 山 達 也

1 開催場所

(1) 学科及び試験

大田市波根町970-1 島根県立農林大学校

(2) 実習

大田市波根町970-1 島根県立農林大学校

出雲市古志町3775 島根県畜産技術センター

雲南市木次町下熊谷470 島根県畜産技術センター（育種改良部しまね和牛改良科）

2 開催期間

令和2年1月27日（月）から同年2月28日（金）まで

3 受講者の定員

17名程度

4 講習に係る家畜の種類

牛

5 講習の科目

(1) 学科

畜産概論、家畜の栄養、家畜の飼養管理、家畜の育種、関係法規、生殖器解剖、繁殖生理（神経・内分泌及び雌繁殖生理）、精子生理（雄繁殖生理）、種付けの理論（妊娠と分娩）、人工授精

(2) 実習

家畜の飼養管理、家畜の審査、生殖器解剖、発情鑑定、精液精子検査法、人工授精

6 受講資格

次のいずれかに該当する者で、免許取得後家畜人工授精業務に従事するもの

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校を卒業した者又は知事がこれと同等以上の学力を有すると認める者
- (2) 家畜保健衛生所長が適当と認めて推薦した者

7 受講願書の提出期限

令和元年12月13日（金）

8 受講の手続

講習を受けようとする者は、受講願書を住所地を管轄する家畜保健衛生所の長を経由して、知事に提出すること。

9 受講者の決定

知事は受講者を決定したときは、その旨を書面により本人に通知する。

10 受講手数料

島根県立農林大学校農業科肉用牛専攻（2年生）は11,700円、一般は18,500円分の島根県収入証紙を受講願書の所定の欄に貼り付けること。ただし、免除科目のある者は、当該科目に関する受講手数料を免除される。

11 その他

この講習会の受講についての問合せは、松江市殿町1番地島根県農林水産部畜産課（0852-22-6951）又は最寄りの家畜保健衛生所にすること。

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県雲南県土整備事務所長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和元年11月8日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和元年10月25日から令和2年3月17日まで

3 作業地域

飯石郡飯南町地内